特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和4年7月22日

I 関連情報

_ │ 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務					
②事務の概要	【がん検診・予防接種・結核健診システム】 旭川市では、予防接種法等に基づき予防接種に関する業務を行っており、実施状況等を適切に管理するためシステムを利用し事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定従い、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務で取り扱う。 【ワクチン接種記録システム(VRS)】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。					
③システムの名称	がん検診・予防接種・結核健診システム、ワクチン接種記録システム(VRS)					
2. 特定個人情報ファイル名						
予防接種台帳ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第二の16の2項, 3項, 17項, 18項, 19項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第二の16の2項, 3項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	保健所新型コロナウイルス感染症対策担当					
②所属長の役職名	保健所主幹					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階) 旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係(市政情報コーナー) 0166-25-9101					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒070-0035 旭川市5条通9丁目(旭川5·9レンガビル3階) 旭川市 保健所 新型コロナウイルス感染症対策担当 0166-26-1111 内線5672					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 30万人以上 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		1万人未満 万人未満		
	いつ時点の計数か	令和3年	12月16日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年	4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎項目評価				<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	-クシステムを	・通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[] p	内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月14日	I 関連情報 1. 特定個人情	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。	【がん検診・予防接種・結核健診システム】 旭川市では、予防接種法等に基づき予防接種 に関する業務を行っており、実施状況等を適切 に管理するためシステムを利用し事務を行って いる。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律(以下「番号法」という。)の規定従い、 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務で取り扱う。 【ワクチン接種記録システム(VRS)】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。		
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	がん検診・予防接種・結核健診システム、ワクチン接種記録システム(VRS)		
	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表第一の10項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提 供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)		
	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する		
	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠		【情報照会】番号法第19条第8号 別表第二の 16の2項, 17項, 18項, 19項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第二の 16の2項		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先	0166-21-3181	0166-26-1111 内線5672		
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 評価対象の事務の対 象人数は何人か		30万人以上		
	II しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和3年12月16日時点		